

平成29年12月度 小山町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成29年12月11日（月）
午後 2時30分から17時00分

2. 開催場所 小山町役場2階 大会議室

3. 出席委員 18名
会長 11番 遠藤博雄
職務代理 10番 岩田正治
委員 1番 池谷国光
2番 秋田 敬
3番 小見山益彦
5番 天野伸春
6番 岩田和男
7番 鈴木陽一
9番 山口正宏
①番 山崎安雄
②番 湯山直文
③番 岩田好弘
④番 鈴木元雄
⑤番 小野 巍
⑥番 高村欣治
⑦番 渡辺弘行
⑧番 田代光克
⑨番 勝俣 章

4. 欠席委員 4番 遠藤 豪
8番 池谷崇徳

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第35号 非農地証明申請書について

6. 農業委員会事務局職員
事務局長 前田 修
安部将彦

室伏智明
小山田光

7. 会議の概要

(1) 会長あいさつ(遠藤会長)

先日山形県真室市にて第19回米・食味分析鑑定コンクールが行なわれた。一次審査の食味値については数値が高く、全体的にレベルがアップしていることが窺えた。しかし、二次審査の味度値に関して例年に比べて低く、北駿地区からエントリーしていた最高値のものでも87と低い数値にとどまった。これは、晴れの日が少なく、米に十分な日照がなされていなかったのが原因ではないかと考えられる。来年に向けてブランド米と位置付けるために、研究を重ねる必要がある。

今月も慎重審議の程よろしくお願ひ致します。

(2) 議事録署名委員の指名

1番 池谷国光委員、2番 秋田敬委員の両名を指名した。

(3) 議 事

・議事第33号 農地法第3条の規定による許可申請について

(会長) 事務局の説明を求める。

(事務局) 整理番号1から説明する。

【議案書・順次、申請者、土地表示、図面の説明】

農地を手放そうと考えていた譲渡人と、野菜の生産により農業経営を拡大しようと考えていた譲受人との間で売買契約を結ぶことになった。今回取得農地を含めて、経営農地面積が40aを超えることになる。小山町農業委員会が定める下限面積を超えるため、許可相当と判断した。

採決：全員賛成により可決

続いて整理番号2の説明に移る。

【議案書・順次、申請者、土地表示、図面の説明】

譲渡人は申請地が自宅から遠く、自身が高齢になったことで耕作が困難になった。譲受人に所有権を移転したい意向から、今回の申請に至ったとのこと。

採決：全員賛成により可決

・議事第34号 農地法第5条の規定による許可申請について

(会長) 事務局の説明を求める。

(事務局) 整理番号1から説明する。

【議案書・順次、申請者、土地表示、図面の説明】

今回の申請地は青地である。新東名高速道路建設工事に伴い一時的に仮設防音壁を設置するものである。近隣住宅等に対し、工事によって発生する騒音への対策を図る設備である。また、申請地南側の田の営農に対して、影響がない旨も確認済みである。

賃貸人から提出された耕作管理計画書から、一時転用終了後に申請地で野菜を栽培する報告がなされており。それに対し、申請地を現況復旧することは確認済みである。

採決：全員賛成により可決

続いて整理番号2の説明に移る。

【議案書・順次、申請者、土地表示、図面の説明】

今回の申請は、国土交通省発注の国道246号道路整備工事に伴う、仮設事務所・資材置場、車両駐車場を設置するもので、約6ヶ月間の一時転用である。申請地は、接道、平坦性、必要面積等を考慮されたうえでの選定であると考える。

農地転用終了後には、仮設事務所等を撤去し、現況に復することが提出された農地復元計画より認められる。

また、今回使用される予定の仮設事務所であるが、シンクやお手洗いなどの機能が備えられているタイプのものではないため、排水の問題は発生しないと考える。

採決：全員賛成により可決

続いて整理番号3の説明に移る。

【議案書・順次、申請者、土地表示、図面の説明】

申請地は道路との間に大きな段差があり、機械等の進入も困難なため農業の目的に供するには物理的に困難な土地である。譲渡人は田に戻す等の管理が出来ずに申請地を持て余していた。こうした土地を有効活用する旨の申請である。「植林することが真にやむを得ないと認められ、かつ周囲の営農に支障を及ぼすおそれのない農地」ということが植林転用基準に合致することが求められ、「真にやむを得ない」の該当要件として「その土地に農作物を栽培することが、土地、周囲の状況、その他の自然条件等からみて困難であること」、すなわち、申請地は隣接する道路から1m程下がったところに位置し、上の道路にはガードレールが設置されているため、圃場への出入りを含めた農作業が物理的に困難であることが認められる。

また、「周囲の営農に支障を及ぼすおそれのない農地」であるかについては、周囲の農地への日照の問題が考えられる。申請地の北側にある道向かいの農地であるが、申請者が営農を行なっている。そのため、営農への影響については了解済み、また樹木の管理もしていただけると考えられる。

採決：全員賛成により可決

・議事第33号 非農地証明申請書について

(会長) 事務局の説明を求める。

(事務局) 【議案書・順次、申請者、土地表示、図面の説明】

申請地は昭和50年（月日不詳）に、申請者の祖父の代でヒノキやケヤキなどが植林されていた。植林後、40年以上が経過し、山林としての樹観が認められるほどに成長している。申請地に植林されている木々は、大きいもので太さ30cm以上、高さが10m程に成長しているため、農地に復元することは物理的に困難であると思われる。

(池谷崇徳委員欠席により、代理山口正宏委員)

聞き取り調査によると、現在周辺の農地・宅地に対して樹木の繁茂による日照や落ち葉の処理について問題が発生しているようである。近隣への影響軽減を図るため、問題の認識をして樹木の伐採や枝打ち等の管理を行なうよう申請者に伝える必要がある。

⇒【事務局】許可証を渡す際、問題となっている樹木の管理の今後の対応に関して口頭で依頼する。

採決：全員賛成により可決

（4）報告・協議事項

①農地法に係る届出等報告

- ・「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届け出について」

(会長) 事務局より説明を求める。

(事務局) 【議案書・順次、申請者、土地表示、図面の説明】

申請地について譲渡人は相続で手にしたもの、遠方に住んでいるため管理が容易ではない。譲受人は届出地を駐車場として利用する計画書を提出している。

・農地法第32条に基づいて行う「利用意向調査」について
地区ごとに担当農業委員と推進委員が一緒に該当者宅を訪問し、調査内容の説明をする。1月10日（水）を事務局提出期限とする。
返信用封筒を利用し直接投函、農業委員・推進委員及び支所または窓口に提出する方法で回答をいただく。1月の定例会にて経過報告を行なう。

②農業団体報告

共済…・12月11日からさつまいもの切り干し用の加工場が稼働する。

当該施設の利用に関しては、営農経済部に問い合わせていた
だきたい。

・Aコープ中央店は、12月10日をもって閉店。平成30年月下旬

旬にファーマーズマーケット「ファーマーズ御殿場」として
オープン予定。

③その他

(追記) 本会議の冒頭、静岡県東部農業共済組合の神尾氏から収入保険制度についての説明を受けたことを付記します。

(7) 閉 会 会長職務代理 岩田 正治 委員

この議事録は、事実と相違ないことを認め、ここに署名する。

農業委員会会長

遠藤博之

議事録署名委員

池谷国光

議事録署名委員

秋田敬